

行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム設置要領

(目 的)

第1条 大阪府の公務労働内における障がい者及び母子家庭の母等の就労機会の拡大を図る観点から、障がい者の障がい特性並びに母子家庭の母等の状況把握に努め、その適職を調査研究し、就労支援方策を検討するため、行政の福祉化推進会議設置要綱第7条に基づき、行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大阪府の公務労働内における知的障がい者をはじめとした障がい者や母子家庭の母等の適職の調査研究
- (2) 大阪府における知的障がい者をはじめとした障がい者や母子家庭の母等の就労機会の確保方策
- (3) 大阪府におけるチャレンジ雇用の推進、及びその効果検証を踏まえた、さらなる知的障がい者等の雇用促進方策
- (4) 大阪府の委託業務を活用した知的障がい者をはじめとした障がい者や母子家庭の母等の就労機会の確保方策
- (5) その他障がい者や母子家庭の母等の就労機会の拡大のために検討を要すると認められる事項

(構 成)

第3条 検討チームは、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座 長)

第4条

- 1 検討チームに座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、障がい福祉室自立支援課担当課長補佐の職にある者を、副座長は、人事局人事課担当課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐する。

(会 議)

第5条

- 1 検討チームは、座長が招集し、座長がその進行を行う。
- 2 座長は、第2条に規定する事項を審議するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討チームの事務局を障がい福祉室自立支援課及び人事局人事課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討チームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

部局名	委 員	
総務部	人事局 人事課 担当課長補佐	副座長
福祉部	福祉総務課 担当課長補佐	
	障がい福祉室 自立支援課 担当課長補佐	座 長
	子ども室 家庭支援課 担当課長補佐	
商工労働部	雇用推進室 労政課 担当課長補佐	
	雇用推進室 就業促進課 担当課長補佐	
教育委員会	教育総務企画課 担当課長補佐	
	教育振興室 支援教育課 担当課長補佐	